

令和 3 事務年度における相続税の調査等の状況

令和 4 年 12 月

関東信越国税局

I 相続税の調査等の状況

- 1 相続税の実地調査の状況
- 2 相続税の簡易な接触の状況

II 調査に係る主な取組

- 1 無申告事案に対する実地調査の状況
- 2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況
- 3 贈与税に対する実地調査の状況

III 参考計表

- 1 申告漏れ相続財産の金額の推移
- 2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移
- 3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移
- 4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移

I 相続税の調査等の状況

1 相続税の実地調査の状況

相続税の実地調査は、資料情報等から申告額が過少であると想定される事案や、申告義務があるにもかかわらず無申告であると想定される事案等について、実地調査を実施しました。

令和3事務年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実地調査件数が大幅に減少した令和2事務年度から、実地調査件数（1,019件）、追徴税額合計（71億円）は、ともに増加（対前事務年度比128.0%、102.9%）しました。

また、1件当たりの追徴税額（697万円）は過去10年間で最高だった令和2事務年度に次いで2番目となりました。

○ 相続税の実地調査実績

事務年度等 項目			令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数		件 796	件 1,019	% 128.0
②	申告漏れ等の非違件数		件 677	件 850	% 125.6
③	非違割合 (②／①)		% 85.1	% 83.4	ポイント ▲ 1.7
④	重加算税賦課件数		件 154	件 175	% 113.6
⑤	重加算税賦課割合 (④／②)		% 22.7	% 20.6	ポイント ▲ 2.1
⑥	申告漏れ課税価格 ^(注)		億円 270	億円 291	% 107.8
⑦	⑥のうち 重加算税賦課対象		億円 75	億円 61	% 81.3
⑧	追 徴 税 額	本税	億円 59	億円 60	% 101.7
⑨		加算税	億円 10	億円 11	% 110.0
⑩		合計	億円 69	億円 71	% 102.9
⑪	1 実 件 地 調 査 当 たり	申告漏れ課税価格 (⑥／①) ^(注)	万円 3,392	万円 2,856	% 84.2
⑫		追徴税額 (⑩／①)	万円 867	万円 697	% 80.4

(注) 「申告漏れ課税価格」は、申告漏れ相続財産額（相続時精算課税適用財産を含む。）から、被相続人の債務・葬式費用の額（調査による増減分）を控除し、相続開始前3年以内の被相続人から法定相続人等への生前贈与財産額（調査による増減分）を加えたものである。よって、「Ⅲ 参考計表」の「1 申告漏れ相続財産の金額の推移」の金額と一致しない。

2 相続税の簡易な接触の状況

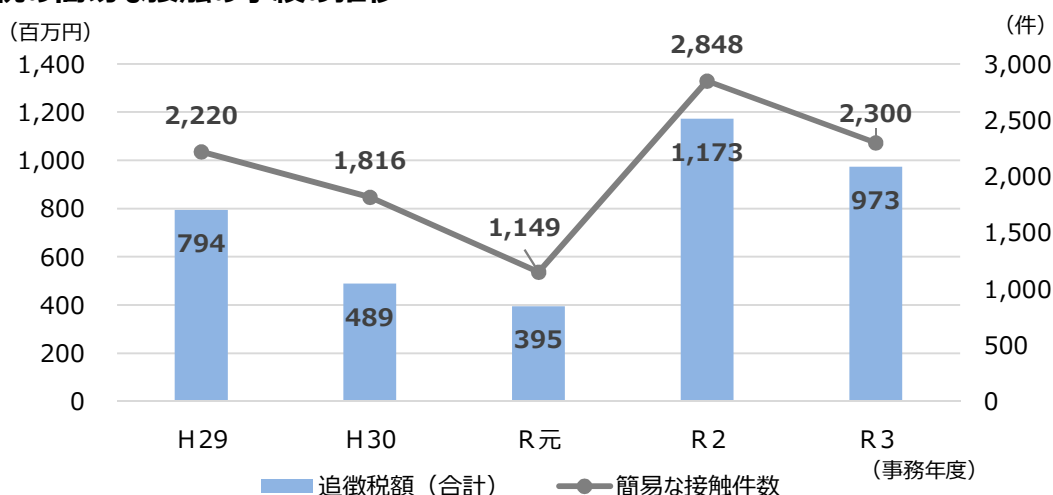
実地調査を適切に実施する一方、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接により申告漏れ、計算誤り等がある申告を是正するなどの接触（以下「簡易な接触」といいます。）の手法も効果的・効率的に活用し、適正・公平な課税の確保に努めています。

令和3事務年度においては、令和2事務年度に引き続き簡易な接触に積極的に取り組むことにより、接触件数は2,300件（対前事務年度比80.8%）、申告漏れ等の非違件数は650件（同98.6%）、申告漏れ課税価格は9,357百万円（同91.4%）、追徴税額合計は973百万円（同82.9%）となりました。

○ 相続税の簡易な接触の事績

事務年度等			令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
項目					
①	簡易な接触件数		件 2,848	件 2,300	% 80.8
②	申告漏れ等の非違件数		件 659	件 650	% 98.6
③	申告漏れ課税価格		百万円 10,243	百万円 9,357	% 91.4
④	追徴税額	本税	百万円 1,114	百万円 904	% 81.1
⑤		加算税	百万円 59	百万円 69	% 116.9
⑥		合計	百万円 1,173	百万円 973	% 82.9
⑦	1 簡 件 易 当 な た 接 り 触	申告漏れ課税価格 (③/①)	万円 360	万円 407	% 113.1
⑧		追徴税額 (⑥/①)	万円 41	万円 42	% 102.4

○ 相続税の簡易な接触の事績の推移



Ⅱ 調査に係る主な取組

1 無申告事案に対する実地調査の状況

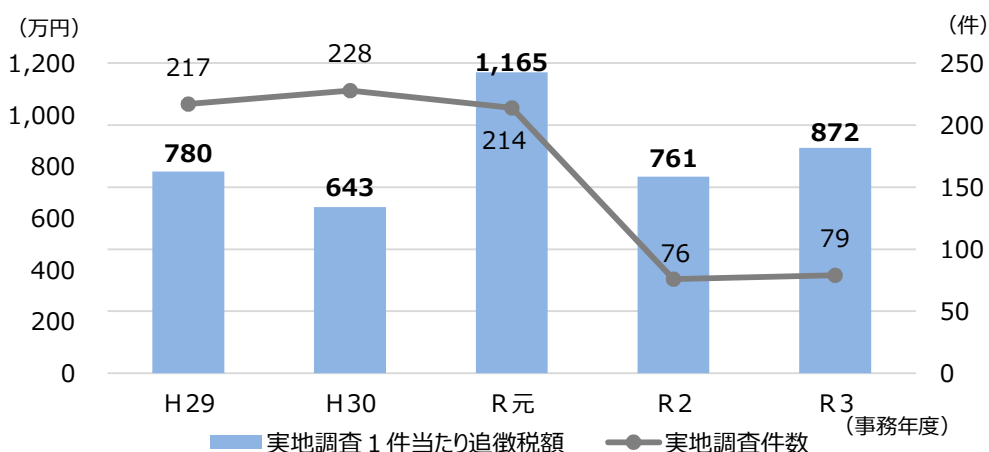
無申告事案は、申告納税制度の下で自発的に適正な申告・納税を行っている納税者の税に対する公平感を著しく損なうものであることから、資料情報の収集・活用など無申告事案の把握のための取組を積極的に行い、的確な課税処理に努めています。

令和3事務年度においては、実地調査件数は79件（対前事務年度比103.9%）、実地調査1件当たりの追徴税額は872万円（同114.6%）と増加しました。

○ 無申告事案に対する実地調査の状況

事務年度等			令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	対前事務年度比
項目					
①	実地調査件数		件 76	件 79	% 103.9
②	申告漏れの非違件数		件 68	件 68	% 100.0
③	非違割合 (②／①)		% 89.5	% 86.1	ポイント ▲ 3.4
④	申告漏れ課税価格		億円 67	億円 72	% 107.5
⑤	追 徴 税 額	本税	百万円 468	百万円 562	% 120.1
⑥		加算税	百万円 110	百万円 127	% 115.5
⑦		合計	百万円 578	百万円 689	% 119.2
⑧	1 実 件 地 当 調 た 査 り	申告漏れ課税価格 (④／①)	万円 8,816	万円 9,114	% 103.4
⑨		追徴税額 (⑦／①)	万円 761	万円 872	% 114.6

○ 無申告事案に係る調査事績の推移



2 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

納税者の資産運用の国際化に対応し、相続税の適正な課税を実現するため、C R S 情報（共通報告基準に基づく非居住者金融口座情報）をはじめとした租税条約等に基づく情報交換制度などを効果的に活用し、海外取引や海外資産の保有状況の把握に努めています。

令和 3 事務年度においては、海外資産に係る申告漏れ等の非違件数は 16 件（対前事務年度比 160.0%）と増加し、非違 1 件当たりの海外資産に係る申告漏れ課税価格は 1,538 万円（同 58.9%）となりました。

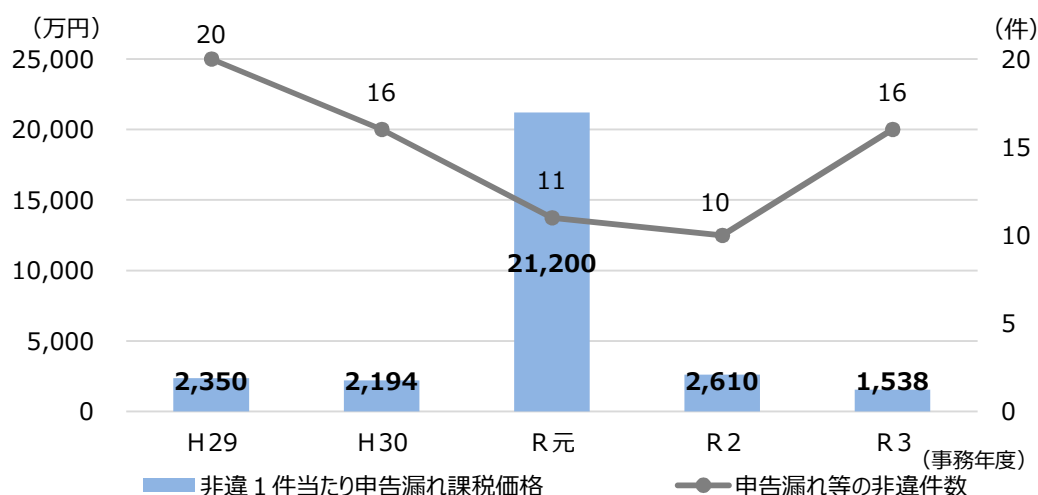
○ 海外資産関連事案に対する実地調査の状況

事務年度等 項目		令和 2 事務年度	令和 3 事務年度	対前事務年度比	
①	海外資産関連事案に係る 実地調査件数	106 件	114 件	107.5	%
②	海外資産に係る 申告漏れ等の非違件数	85 件 10	89 件 16	104.7 160.0	%
③	海外資産に係る 重加算税賦課件数	19 件 2	20 件 2	105.3 100.0	%
④	海外資産に係る 申告漏れ課税価格	4,858 百万円 261	3,566 百万円 246	73.4 94.3	%
⑤	④のうち重加算税賦課対象	2,654 百万円 28	378 百万円 42	14.2 150.0	%
⑥	非 違 1 件 当 た り の 申告漏れ課税価格（④／②）	5,715 万円 2,610	4,007 万円 1,538	70.1 58.9	%

（注） 1 海外資産関連事案とは、①相続又は遺贈により取得した財産のうちに海外資産が存するもの、②相続人、受遺者又は被相続人が日本国外の居住者であるもの、③海外資産等に関する資料情報があるもの、④外資系の金融機関との取引があるもの等のいずれかに該当する事案をいう。

2 ②から⑥欄の上段の計数は、国内資産に係る非違も含めた計数を示す。

○ 海外資産に係る調査事績の推移



3 贈与税に対する実地調査の状況

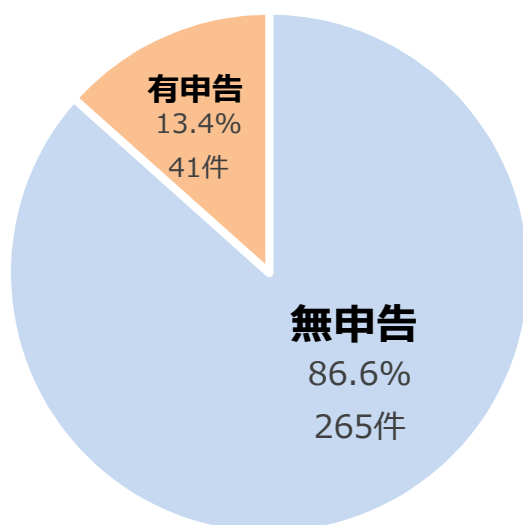
相続税の補完税である贈与税についても、積極的に資料情報を収集するとともに、あらゆる機会を通じて財産移転の把握に努め、無申告事案を中心に贈与税の調査を的確に実施しています。

令和3事務年度においては、実地調査1件当たりの追徴税額は69万円（対前事務年度比84.1%）でした。

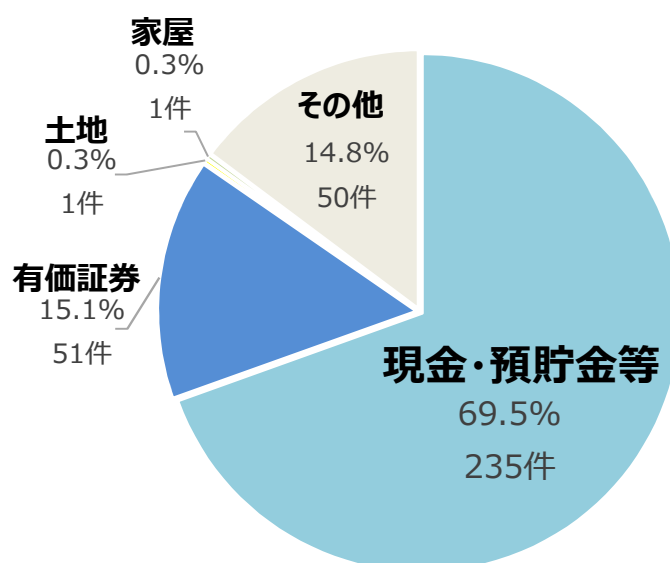
○ 贈与税事案に対する実地調査の状況

項目		事務年度等		
		令和2事務年度	令和3事務年度	対前事務年度比
①	実地調査件数	275件	319件	116.0%
②	申告漏れ等の非違件数	261件	306件	117.2%
③	申告漏れ課税価格	1,059百万円	1,152百万円	108.8%
④	追徴税額	226百万円	219百万円	96.9%
⑤	1件当たり 実地調査 申告漏れ課税価格 (③/①)	385万円	361万円	93.8%
⑥	1件当たり 実地調査 追徴税額 (④/①)	82万円	69万円	84.1%

○ 申告漏れ等の非違件数の状況



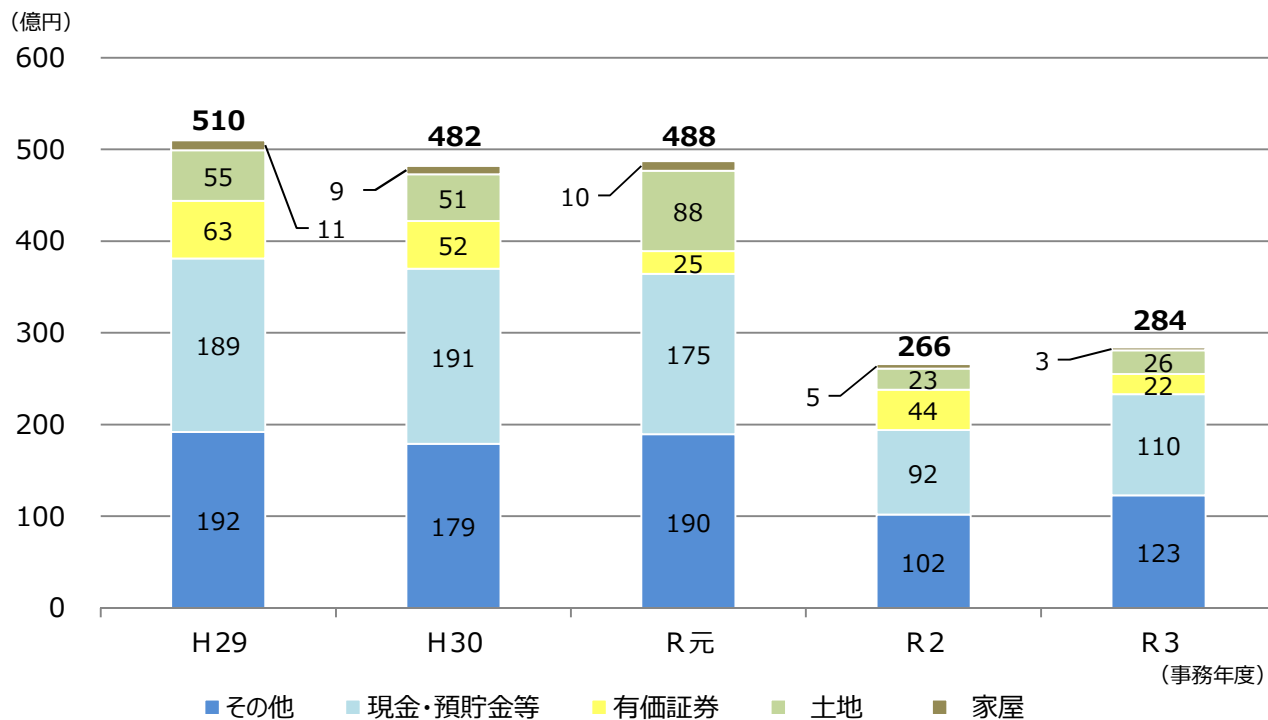
○ 調査事績に係る財産別非違件数



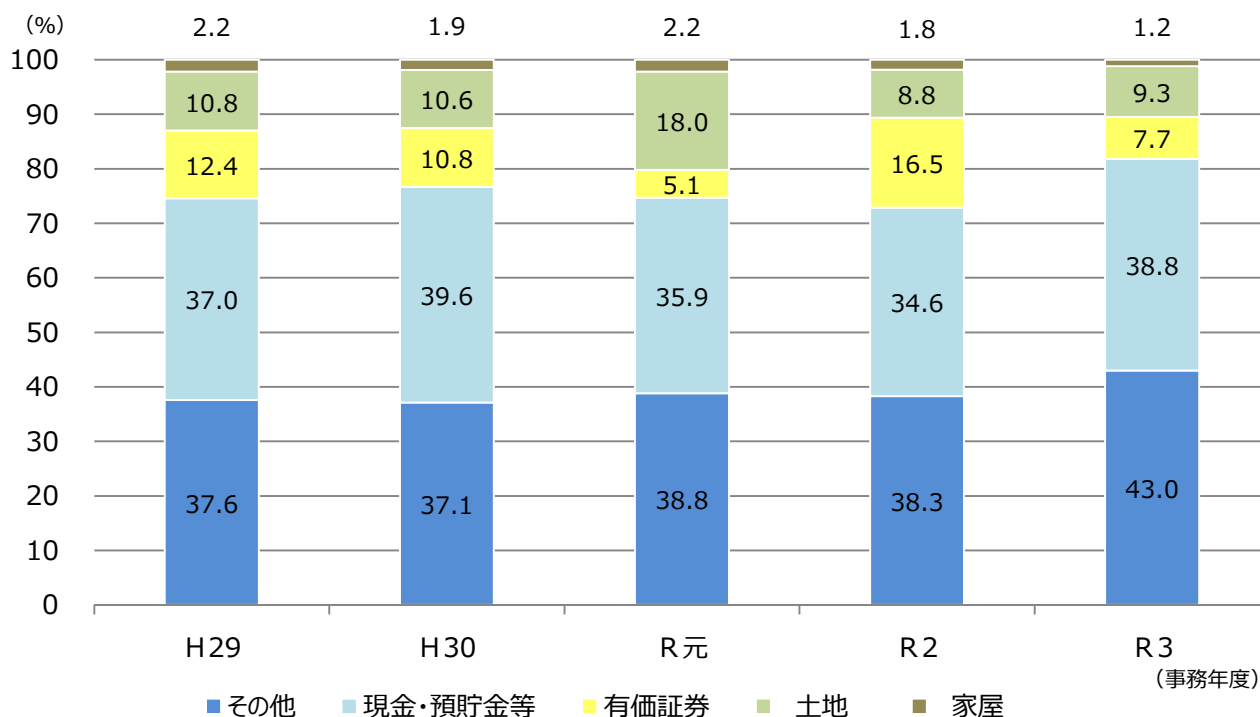
（注） 1つの事案において、複数の財産の申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものであるため、延件数となっている。

Ⅲ 参考計表

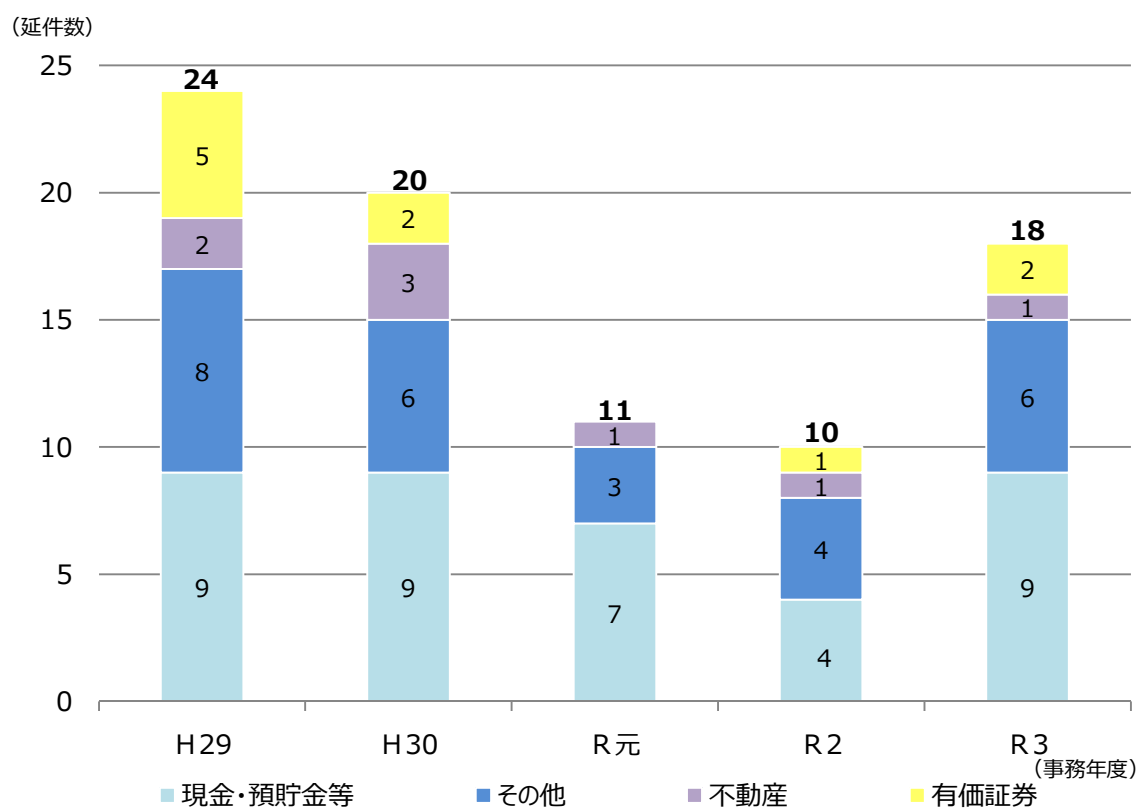
1 申告漏れ相続財産の金額の推移



2 申告漏れ相続財産の金額の構成比の推移

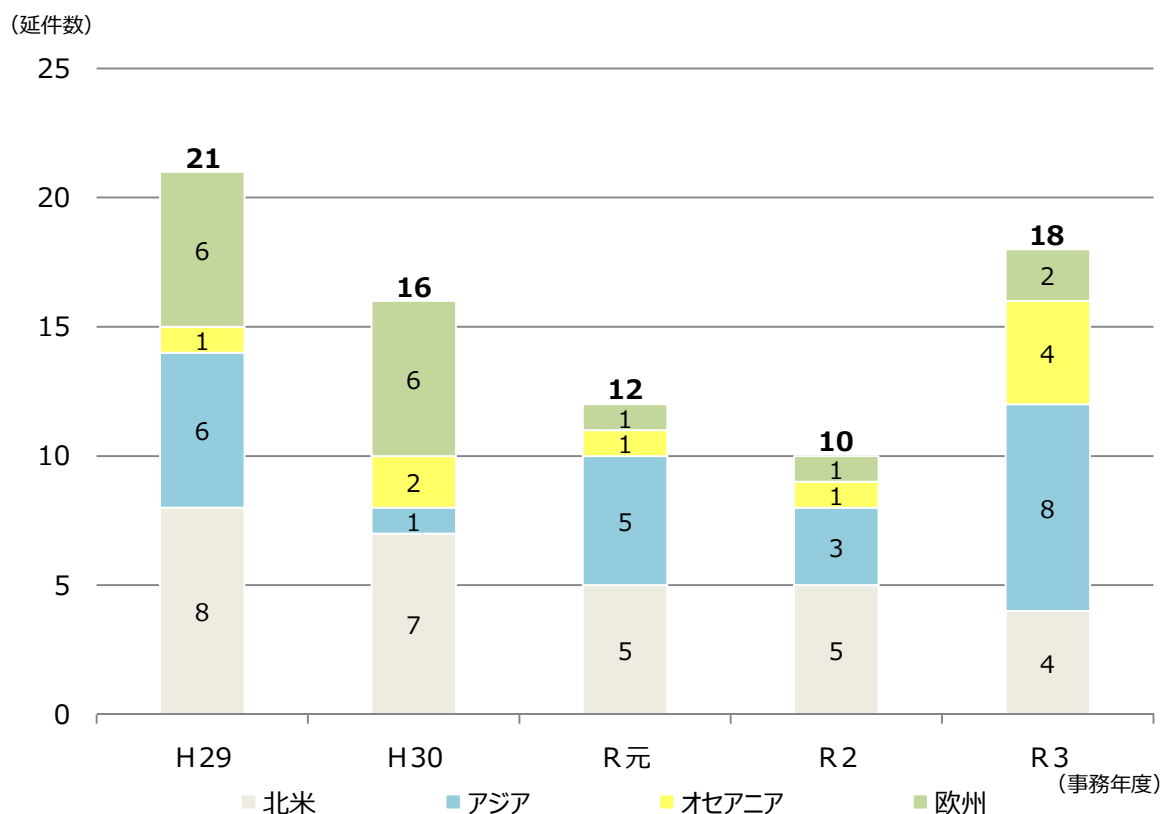


3 海外資産関連事案に係る財産別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の財産に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。

4 海外資産関連事案に係る地域別非違件数の推移



(注) 「延件数」とは、1つの事案において、複数の地域に申告漏れがあった場合、それぞれ1件と集計したものである。